



# 佐賀県公報

平成17年  
7月22日  
(金曜日)  
第 12633号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○青少年に有害な図書等の指定	(四〇五・子ども課)	一
○道路の区域の変更	(四〇六・道路課)	二
○道路の供用開始	(四〇七・)	二
○道路の区域の変更	(四〇八・)	二
○道路の供用開始	(四〇九・)	二
○道路の区域の変更	(四一〇・)	三
○道路の供用開始	(四一一・)	三
○県営東与賀地区土地改良事業計画決定	(農地整備課)	三
○選挙管理委員会事項	(告示・二八)	四
○政治資金規正法に基づく政治団体の公表	(告示・二九)	四
○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	(告示・三〇)	六
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表	(告示・三一)	六
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動	(告示・三二)	六
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し	(告示・三三)	七

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第四百五号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年七月二十二日

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-91	Chuッスペシャル 8月号	株ワニマガジン社	16151-8	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-92	VACCA! ヴァッカ! Vol.73	株バウハウス	07373-08	
"	17-93	本当にいたよ!!こんなにやさしいお姉さんBACHELOR 8月号増刊	株ダイアプレス	07538-08 ①2005.8/27	
"	17-94	おとこのOFF増刊コミックまるまん 8月1日号 Vol.13	株ぶんか社	13702-8 ①8/30	
"	17-95	PENT-JAPAN 8月号	株ぶんか社	07933-8	
"	17-96	特冊 快援隊 月刊Men'sStreet 8月2日増刊号	株竹書房	05216-8/2 ①-9/2	
"	17-97	特冊新鮮組 8/7増刊号	株竹書房	24396-8/7 ①-8/22	
"	17-98	パソコンパラダイス Vol.159 8月号	株メディアックス	07483-08	
"	17-99	DVD 人妻 DELUX Vol.2 [ウィンドウズROM! 8月号別冊]	株MCプレス	01864-08 ①2005.08.27	
"	17-100	ホイップ No.67 8月号	株コアマガジン	08169-08	
"	17-101	ミニスカ大図鑑 VOL.78 8月号	株日本出版社	18465-08	
"	17-102	ザ・ベストMAGAZINE No.255 8月号	KKベストセラーズ	14003-8	
"	17-103	裏モノJAPAN 8月号	鉄人社	01805-8	

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 武雄塩田線	武雄市橘町大字永島字潮見一七 三〇八番一地先から 武雄市橘町大字永島字東上野四 二六五番一地先まで	後	二四・七 一三・二	一〇〇五・三	
	武雄市橘町大字永島字潮見一七 三〇八番一地先から 武雄市橘町大字永島字東上野四 二六五番一地先まで	前	二四・六 七・一		

●佐賀県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄塩田線	武雄市橘町大字永島字潮見一七三〇八番一地先から 武雄市橘町大字永島字東上野四二六五番一地先まで	平成一七・七・二二

●佐賀県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 武雄塩田線	武雄市橘町大字永島字東上野四 二六五番一地先から 武雄市橘町大字大日字玉島六八 三八番一地先まで	後	一六・九 一三・〇	三三九・六	
	武雄市橘町大字永島字東上野四 二六五番一地先から 武雄市橘町大字大日字玉島六八 三八番一地先まで	前	一六・九 九・五		

●佐賀県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄塩田線	武雄市橘町大字永島字東上野四二六五番一地从先から 武雄市橘町大字大日字玉島六八三八番一地从先まで	平成一七・七・二二

●佐賀県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	後	前	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字八町字三本杉 一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本柳箆一七〇四番一地从先まで	杵島郡江北町大字八町字三本杉 一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本柳箆一七〇四番一地从先まで	二一・〇 二一・一	六〇〇・一
	杵島郡江北町大字八町字三本杉 一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本柳箆一七〇四番一地从先まで	杵島郡江北町大字八町字三本杉 一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本柳箆一七〇四番一地从先まで	二一・〇 九・〇	五九九・五

●佐賀県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字八町字三本杉一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本柳箆一七〇四番一地从先まで	平成一七・七・二二

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）東与賀地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年9月5日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成17年7月22日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）東与賀地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年7月25日から平成17年8月19日まで

3 総務の場所

佐賀市役所及び県庁と賀町役場

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
民主党佐賀県第二区総支部	大串 博志	久米 勝也	小城市三日月町長神田一八〇七番地三

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	植田 里砂	唐津市鏡四一六〇番地二
和田倉忠後援会	澤田 秀都	和田倉富子	東松浦郡玄海町新田二〇九三番地
吉田幸彦後援会	池田 了	森永 邦夫	藤津郡塩田町大字谷所甲五一六一
上野淑子後援会	鍵山佐智子	深町 良司	杵島郡北方町大字志久八二八―七
山口雅久後援会	山口 允之	山口 正	佐賀郡富士町大字古湯八八〇番地一
三根実後援会	松永 貞彦	三根由佳里	小城市小城町栗原三六七番地

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

渡辺一夫後援会	野崎 勝彦	渡辺 一夫	東松浦郡玄海町今村五三四八―二
豊春会	本村 豊春	矢ヶ部嘉治	佐賀市本庄町大字鹿子一四六番地七
川原千秋後援会	山本 雄二	立川 龍三	杵島郡北方町大字大崎一八〇二―二
古川正敏後援会	久保 安則	小畑 豊茂	藤津郡塩田町大字大草野丙二〇二〇番地一
佐藤忠克後援会	高尾 幸秀	高尾 博俊	鳥栖市飯田町一七の三
牟田勝浩後援会	山口 善寛	牟田 弘子	武雄市若木町本部四五八八
杵郷会	小林 剛	草場 祥則	杵島郡江北町大字八町上古川内搦六五二番地
はちや努後援会	八谷 努	八谷 洋子	神埼郡神埼町大字鶴二六〇七番地
うるしはら悦子後援会	三好美智子	漆原 牧子	三養基郡上峰町大字坊所一七九六番地五三

一 政党

政党の名称	異動事項	新	旧
日本共産党佐賀県北部地区委員会	主たる事務所の所在地	唐津市朝日町一〇九七―五	唐津市東朝日町一〇九七―五
自由民主党佐賀県土地改良支部	会計責任者	喜多 勇次	福田大治郎
自由民主党佐賀県小城市第一支部	政治団体の名称	自由民主党佐賀県小城市第一支部	自由民主党佐賀県小城市第一支部

部	自由民主党呼子町支	自由民主党佐賀県と きわ会支部		部	自由民主党北波多支	樹支部	自由民主党佐賀県大 樹支部	社会民主党佐賀県鳥 栖支部		自由民主党二十一世 紀佐賀をつくる会	自由民主党佐賀県第 二選挙区支部		議	自由民主党小城市協 議会	部	自由民主党西有田支	
	会計責任者	会計責任者	主たる事務所 の所在地	代表者	政治団体の名 称	政治団体の名 称	政治団体の名 称	会計責任者	主たる事務所 の所在地	代表者	会計責任者	主たる事務所 の所在地	代表者	政治団体の名 称	代表者	主たる事務所 の所在地	
	小出 生憲	秋田健一郎	〇九一― 唐津市北波多田中六 字志気三三二六―一	富永 祐司	自由民主党北波多支 部	自由民主党佐賀県大 樹支部	自由民主党佐賀県大 樹支部	西城戸芳光	六八―七 小城市牛津町牛津四	野方 啓道	吉次 敏孝	一三一― 小城市牛津町牛津一	合瀬 健一	徳田 芳照	岩崎 賢助	小城市三日月町長神 田九八三	
	伊藤 輝次	野田 正昭	東松浦郡北波多村大 字志気三三二六―一	前田 政雄	自由民主党北波多村 支部	自由民主党佐賀大樹 支部	自由民主党佐賀大樹 支部	松田 寛之	〇一九 鳥栖市東町一丁目一	中島 邦隆	野村 芳勝	六二四 小城市三日月町織島	大平 竜弘	古賀 邦男	前田 賢司	小城郡三日月町長神 田九八三	

二 その他の政治団体															部	自由民主党唐津市支	
康友会		賀県支部	日本薬業政治連盟佐 賀支部	桃崎みねと後援会	武藤やすひろ後援会	末安伸之後援会	会	江里口しゅうじ後援 会	山北正高後援会	佐賀県土地改良政治 連盟	志佐治徳後援会	江頭弘美後援会	政治団体の名称	異動事項	代表者	主たる事務所 の所在地	代表者
													江下 正儀	新	吉田 廣光	東松浦郡七山村大字 木浦一九三四番地	馬場 幸年
													宮原 正	旧	江口 利安	東松浦郡七山村大字 白木四六一番地	
													野方 琢磨				
													末次 直栄				
													唐津市厳木町簀木三 〇三番地一				
													植田 里砂				
													喜多 勇次				
													山口 勝次				
													田尻 治昭				
													小城市三日月町久米 二二六番地一五				
													三養基郡みやき町大 字簀原四二二〇				
													野中 次男				
													佐賀郡諸富町大字山 領五六一番地五				
													加茂 琢三				
													平田 博章				
													浜町 康				
													小城市三日月町堀江一 七四一(株)アステム内				
													佐賀市中の小路四番三 〇号高取ビル二〇一				
													平田 博章				
													進村 忠雄				
													近藤 正剛				
													佐賀郡諸富町大字山 領五六二番地				
													深町 治男				
													三養基郡みやき町大 字原古賀五四九―一				
													柳島 春男				
													小城市三日月町石木 一七四番地一				
													山北 幸治				
													小野 敏勝				
													佐伯 宣彰				
													唐津市厳木町簀木二 六四番地				

古川康後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市中の小路四番三〇号高取ビル二〇一	佐賀市唐人一―五―
古川正敏後援会	会計責任者	小畑 豊茂	渕野 休
にしだよしお後援会	会計責任者	西田 亮	浜野 光弘

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党東松浦郡協議会	岩下 孝嗣	平成一七年四月二五日
自由民主党佐賀県港湾支部	山田 昌義	平成一七年四月三十日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	平成一七年四月六日
永田敬貳後援会	田口 茂	平成一七年四月一日
山口雅久後援会	山口 允之	平成一七年五月六日
きじま会	石倉 秀郷	平成一七年五月二三日
寺山富子後援会	吉原 喜一	平成一七年三月三日
立石輝明後援会	立石晋代子	平成一七年五月一五日
富崎一巳政経懇話会	富崎 一巳	平成一五年五月一日
富崎一巳後援会	高取 善一	平成一五年五月一日

古川正敏後援会	久保 安則	平成一七年三月二日
牟田勝浩後援会	山口 善寛	平成一七年六月二日
はちや努後援会	八谷 洋子	平成一七年六月六日
うるしはら悦子後援会	三好美智子	平成一七年五月二九日
藤田たかいき後援会	藤田 高生	平成一五年四月二八日
大塚せいご後援会	森田 徳郎	平成一七年三月二日
小城に若きリーダーをつくる会	村岡 洋	平成一七年六月二二日
そえじま義和後援会	小池 龍善	平成一七年三月二日

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
本村 豊春	佐賀市議会議員	豊春会	佐賀市本庄町大字鹿子一四六番地七	本村 豊春

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
江里口しゅうじ後援会	主たる事務所の所在地	小城市三日月町久米二一二六番地一五	小城市三日月町石木一七四番地一
片淵弘晃後援会	公職の種類	白石町長	有明町長
康友会	主たる事務所の所在地	佐賀市中の小路四番三〇号高取ビル二〇一	佐賀市唐人一―五―四〇

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
石倉 秀郷	佐賀県議会議員	きじま会	杵島郡江北町大字八町上古川内棚六五二番地	石倉 秀郷	平成一七年五月二六日
富崎 一巳	佐賀県議会議員	富崎一巳政経懇話会	佐賀市鍋島二丁目一番一号	富崎 一巳	平成一七年六月一日
藤田 高生	伊万里市議会議員	藤田たかいき後援会	伊万里市松島町三六三一	藤田 高生	平成一七年六月一四日

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康  
平成十七年七月二十二日印刷及び発行

印刷所 毎週月水金曜日  
株古川総合印刷